



“39th Competition Policy Research Center Open Seminar”

中国滥用知识产权反垄断规制的发展

王先林

上海交通大学法学院

2016年1月29日 东京





公正取引委員会競争政策研究センター
第39回公開セミナー

中国独占禁止法による知的財産権濫用規制
の新たな展開

王先林

上海交通大学法学院

2016年1月29日 東京





主要内容

- ① 一、中国滥用知识产权反垄断规制的背景和法律依据
- ② 二、中国滥用知识产权反垄断规制的司法和执法实践
- ③ 三、中国滥用知识产权反垄断规章的主要内容
- ④ 四、中国滥用知识产权反垄断指南的制定情况
- ⑤ Q&A



主要内容

- ① 一、中国独占禁止法による知的財産権濫用規制の背景と法律的根拠
- ② 二、中国独占禁止法による知的財産権濫用規制の司法および法執行における実践
- ③ 三、中国独占禁止法による知的財産権濫用規則の主要内容
- ④ 四、中国における知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインの策定状況
- ⑤ Q&A



一、中国滥用知识产权反垄断规制的背景和法律依据

- ④ 知识产权制度是以权利**保护**为核心的，但知识产权保护也有一个合理与适度的界限。
- ④ 知识产权不仅仅是保护的问题，而且是包括防止**滥用**知识产权在内的全方位、多环节的一个制度系统。
- ④ 越是保护知识产权水平高、力度大的国家，其防止滥用知识产权的力度也越大。



一、中国独占禁止法による知的財産権濫用規制の 背景と法律的根拠

- ④ 知的財産権制度は権利**保護**がその核心たる部分ではあるが、知的財産権の保護には合理的かつ適切な限度が必要である。
- ④ 知的財産権は単なる保護の問題ではなく、知的財産権の**濫用**を防止することを包含する、全面的かつ多元的な制度システムである。
- ④ 知的財産権の保護水準が高く、注力度の高い国は、知的財産権濫用防止に対する注力度も高い。



- ④ 在中国，滥用知识产权的行为时有发生，借此实施的排除、限制竞争行为也日益突出。
- ④ 早在2005年，《在华跨国公司知识产权滥用情况及其对策研究报告》就列举了跨国公司在中国滥用其优势地位实施限制竞争行为的几种典型表现，主要包括：拒绝许可、搭售、价格歧视、掠夺性定价和过高定价等。
- ④ 同时，该报告还附上了微软公司、思科公司、DVD专利联盟、英特尔公司和通用汽车公司等涉嫌滥用知识产权排除、限制竞争的实例。



- ④ 中国において、知的財産権の濫用行為は時折発生しており、競争を排除又は制限しようとする行為もますます増加している。
- ④ 早くも2005年には、「中国における多国籍企業の知的財産権濫用状況とその対策についての研究報告」において、多国籍企業が中国において優位する立場を濫用し、競争制限行為をしたいくつかの代表的な手法が紹介されているが、その主なものには、ライセンス拒絶、抱き合わせ販売、差別対価、略奪的価格設定または不当高価価格等が含まれる。
- ④ 同時に、この報告ではマイクロソフト社、シスコシステムズ社、DVD特許連盟、インテル社およびゼネラルモーターズ社等、知的財産権の濫用による競争の排除又は制限の疑いのある行為の実例も挙げられている。



- ④ 中国在继续加强知识产权保护的同时，也在探索对滥用知识产权行为的法律规制。
- ④ 2008年6月5日国务院公布的《国家知识产权战略纲要》在“序言”部分指出，中国目前的“知识产权滥用行为时有发生”，其所规定的战略重点之一就是“防止知识产权滥用”，并要求“制定相关法律法规，合理界定知识产权的界限，防止知识产权滥用，维护公平竞争的市场秩序和公众合法权益”。
- ④ 这就从国家战略的高度提出了在重视保护知识产权的同时，还要重视防止知识产权滥用的问题。



- ④ 中国は、知的財産権の保護を強化すると同時に、知的財産権の濫用行為に対する規制策を模索している。
- ④ 2008年6月5日国務院公布の「**国家知的財産権戦略綱要**」の「前文」の部分は、中国では現在「**知的財産権の濫用行為が時折発生している**」と指摘している。その規定に関する重要戦略の一つは「**知的財産権の濫用防止**」であり、「関連法律法規を制定し、知的財産権の合理的限界を定め、**知的財産権の濫用を防止し**、公平な競争市場の秩序と公共の合法的な権益を維持し保護する」よう訴えている。
- ④ これは知的財産権保護と共に、知的財産権の濫用問題防止が重要な国家戦略の一つとして位置付けられたことを意味する。



- ④ 目前，中国规制滥用知识产权的主要依据是《中华人民共和国反垄断法》。
- ④ 该法第55条规定：“经营者依照有关知识产权的法律、行政法规规定行使知识产权的行为，不适用本法；但是，经营者滥用知识产权，排除、限制竞争的行为，适用本法”。
- ④ 这表明了中国对滥用知识产权进行反垄断规制的基本态度。



- ④ 現在、中国で知的財産権の濫用を規制する主な法的根拠は『中華人民共和國独占禁止法』である。
- ④ 本法第55条は、「事業者が知的財産権に関連する法律又は行政法規の規定に従って知的財産権を行使する行為については、本法を適用しない。ただし、事業者が知的財産権を濫用し、競争を排除又は制限する行為については、本法を適用する」と規定している。
- ④ これは、知的財産権濫用による独占を禁止し、規制するという中国の基本的な姿勢を表わしている。



- ④ 在中国，反垄断法实施的时间还比较短，在涉及知识产权的领域实施反垄断法的案件还不是很多。
- ④ 但是，无论是在**反垄断民事诉讼**中还是在**反垄断行政执法**中，都已经出现了这样的案件，而且其调查和处理都受到了国内外的广泛关注。
- ④ 以下介绍目前这方面的主要案例。



司法および法執行における実践

- ④ 中国において、独占禁止法の実施された期間は比較的短く、知的財産権に関わる領域において独占禁止法を執行した案件はまだ多くない。
- ④ しかし、**独占禁止法関連民事訴訟**または**独占禁止行政法執行**においても、いくつかの案件がすでに発生しており、それらの事例における調査と処理に関しては、中国国内外から幅広い注意を集めた。
- ④ 以下にこの分野における現時点での主要な事例を紹介する。



- ④ **（一）华为技术有限公司诉美国交互数字技术公司、交互数字通信有限公司、交互数字公司垄断案**
- ④ 2011年12月6日，华为公司向深圳市中级人民法院提起诉讼，称被告交互数字在3G无线通信标准必要专利许可市场中具有市场支配地位，并且滥用了该地位实施了过高定价、差别定价、搭售、附加不合理交易条件以及拒绝交易等垄断行为。
- ④ 一审法院判决三被告立即停止针对原告实施的过高定价和搭售的垄断民事侵权行为，并连带赔偿原告经济损失人民币2000万元，驳回原告的其他诉讼请求。



- ④ (一) 華為技術有限公司(以下「ファーウェイ」)対米国インターデジタル・テクノロジー・コーポレーションら(以下「インターデジタル」)独占禁止法違反事件
- ④ 2011年12月6日、ファーウェイは深圳市中級人民法院に対して訴訟を提起し、被告インターデジタルが3G無線通信標準必須特許市場において支配的地位を有し、かつその地位を濫用して不当高価格、差別対価、抱き合わせ販売、不合理な取引条件の付加および取引拒絶等の独占行為をしたと主張した。
- ④ 第一審では判決で、被告らに対し、原告に対して行った不当高価格と抱き合わせ販売等の独占民事権利侵害行為を直ちに停止し、並びに原告に対し経済的損失として2000万人民元を連帯して賠償するよう命じ、原告のその他の請求を棄却した。



- ④ 宣判后，原、被告双方均不服一审判决，提起上诉。
- ④ 2013年10月21日，广东省高级人民法院作出终审判决：驳回上诉，维持原判。
- ④ 本案是中国首例原告完全胜诉的反垄断民事诉讼案，也是中国法院受理的首例由必要标准专利许可引发的垄断纠纷案件，涉及知识产权领域最前沿的疑难法律问题，广受国内外关注。



- ④ 判決後、原告、被告双方は一審判決を不服として上訴した。
- ④ 2013年10月21日、広東省高級人民法院は結審し、上訴棄却、原審判決を維持する判決を下した。
- ④ 本件は中国で初めて原告が完全勝訴した独占禁止法関連の民事訴訟案件であり、また中国の裁判所が受理した初めての必須標準特許ライセンスが引き起こした独占禁止争訟事件であった。これは知的財産権に関する領域の最前線における法律上の難題として、中国国内外からの注目を集めた。



(二) 国家发改委查处美国高通公司滥用市场支配地位案

- ④ 2013年11月，国家发改委根据举报启动了对美国高通公司的反垄断调查。
- ④ 经调查取证和分析论证，认为高通公司在CDMA、WCDMA、LTE无线通信标准必要专利许可市场和基带芯片市场具有市场支配地位，并实施了以下滥用市场支配地位的行为：收取不公平的高价专利许可费；没有正当理由搭售非无线通信标准必要专利许可；在基带芯片销售中附加不合理条件。



(二) 国家發展改革委員会による米国クアルコム社の市場支配的地位濫用事件での処置

- ④ 2013年11月、国家發展改革委員会が告発に基づき、米国クアルコム社が独占禁止法に違反している疑いで調査に乗り出した。
- ④ 取り調べと論証分析を経て、クアルコム社はCDMA、WCDMA、LTE無線通信標準必須特許ライセンス市場とベースバンドチップ市場において市場支配的地位を有し、以下の市場支配的地位濫用行為をしていたことが分かった。不当に高額なロイヤルティーの徴収、正当な理由のない非無線通信標準必須特許ライセンスの抱き合わせ販売、およびベースバンドチップ販売における不合理な取引条件の付加である。



- ④ 在反垄断调查过程中，高通公司配合调查，主动提出了一揽子整改措施。高通提交的整改措施满足了国家发改委决定和整改的要求。
- ④ 由于高通公司滥用市场支配地位实施垄断行为的性质严重，程度深，持续时间长，国家发改委在责令高通公司停止违法行为的同时，依法对高通公司处以2013年度在中国市场销售额8%的罚款，计60.88亿元人民币。
- ④ 本案是中国《反垄断法》2008年8月1日实施以来，是罚款数额最高、受到国内外关注度也最高的案件，在中国反垄断执法中具有里程碑意义。



- ④ 独占禁止調査の過程において、クアルコム社は調査に協力し、自ら抱き合わせ販売についての是正措置案を提出した。クアルコム社の提出した是正措置案は国家発展改革委員会の決定と是正要求を満たすものであった。
- ④ クアルコム社の市場支配的地位濫用による独占的行為は性質上重大で、その程度も深刻であり、その行為が継続した期間も長期にわたることから、国家発展改革委員会はクアルコム社に対し違法行為を停止するよう命令すると同時に、法に基づきクアルコム社に対し2013年度の中国市場における売上高の8%、計60.88億人民元を制裁金として課した。
- ④ 本件は中国「独占禁止法」2008年8月1日に施行されて以来、史上最高額の制裁金となり、また中国国内外から最も注目を集めた案件であり、中国独占禁止法の執行において里程標の意味を有するものとなった。



(三) 商务部经营者集中反垄断审查中的知识产权问题

- ④ 从2008年8月《反垄断法》实施到2015年9月底，中国商务部共收到经营者集中申报1380件，立案1295件，审结1222件。在审结的案件中，无条件批准1196件，禁止的2件，附条件批准24件。
- ④ 在附条件批准的案件中，至少有10个涉及知识产权，包括2012年的谷歌收购摩托罗拉案和2014年的微软收购诺基亚案。



(三) 商務部の企業結合独占禁止審査における知的財産権問題

- ④ 2008年8月の『独占禁止法』施行から2015年9月末まで、中国商務部が企業結合について扱った案件は、届出1,380件、立件1,295件、結審1,222件である。結審した案件のうち、無条件承認は1,196件、禁止は2件、条件付承認は24件である。
- ④ 条件付承認案件のうち、少なくとも10件は知的財産権関連のものであり、これには2012年のグーグルのモトローラ買収案件と2014年のマイクロソフトによるノキア買収案件が含まれる。



- ④ 在谷歌收购摩托罗拉手机案中，谷歌的Android（安卓）系统和摩托罗拉的智能手机之间可能存在纵向整合，同时排除下游市场的竞争。
- ④ 案件最后达成救济措施，其中之一即要求谷歌继续遵守摩托罗拉移动在摩托罗拉移动专利方面现有的公平、合理和非歧视（FRAND）义务，谷歌将在免费和开放的基础上许可安卓平台。



- **グーグルのモトローラ・モビリティ買収案件**において、グーグルのAndroid(アンドロイド)OSとモトローラのスマートフォンとの間に垂直統合が存在し、同時に下流市場の競争を排除する可能性があった。
- 案件で最後に到達した救済措置のうちの一つは、グーグルに対し、モトローラ・モビリティのモトローラ・モビリティ関連特許分野における**公正、妥当かつ無差別な(FRAND)条件に関する義務**を継続して遵守し、かつ無償かつオープンな条件下でAndroidプラットフォームをライセンスするよう求める、というものであった。



- ⑥ 在**微软收购诺基亚案**中，微软在安卓手机专利许可市场拥有81项专利和235项非标准必要专利，手机生产企业对安卓系统存在高度依赖，微软因此具有通过专利许可限制下游智能手机市场的能力。
- ⑥ 而诺基亚拥有与智能手机相关的1713项标准必要专利和5467项非标准必要专利。收购完成后，诺基亚将不再从事智能手机的生产业务，变成纯粹的专利持有者，不再需要取得其他专利授权人的交叉许可，后者也是一种重要的制约力量。
- ⑥ 商务部的最后救济措施是**微软和诺基亚均确认继续履行向标准制定组织做出的承诺**，以FRAND条款许可其标准必要专利。同时，对专利许可费率也进行了限制。



- ④ **マイクロソフトのノキア買収案件**において、マイクロソフトはAndroid携帯電話端末特許ライセンス市場で81件の特許と235件の非標準必須特許を有し、携帯電話端末製造企業のAndroid OSに対する依存度は高く、そのためマイクロソフトは、特許ライセンスを通じスマートフォン下流市場を制限する能力を有していた。
- ④ ノキアについては、スマートフォンに関連して1,713件の標準必須特許と5,467件の非標準必須特許を有していた。買収完了後、ノキアはスマートフォンの生産業務には従事することはなく、純粋な特許所有者となり、その他特許ライセンサーとの相互ライセンスを受ける必要(結合前の重要な抑制力)がなくなる。
- ④ 商務部による最終的な救済措置は、**マイクロソフトとノキアが標準化団体に対して行った意思表示を引き続き履行し**、FRAND条件に則り標準必須特許をライセンスすることを確約させるものであった。同時に、ロイヤルティ料率にも制限が課された。



- ④ 在2015年9月之后，商务部在**2015年10月19日**附条件批准的**诺基亚收购阿尔卡特朗讯股权案**中，也涉及到知识产权的救济措施。
- ④ 在该案中，商务部审查认为，诺基亚有可能凭借其掌握的标准必要专利排除、限制市场竞争。集中后，诺基亚在2G、3G通信标准必要专利许可市场持有的比例达到第一位。这项集中可能导致中国移动终端制造市场和无线通信网络设备市场的竞争格局发生变化，最终可能损害消费者的利益。根据并购双方提供的承诺方案，商务部附条件批准了该案，**要求诺基亚就标准必要专利许可继续遵循FRAND原则**，并就执行基于SEPs的禁令、SEPs转让等问题做出承诺。商务部对该承诺继续监督。



- ④ 2015年9月以降、商務部が2015年10月19日に条件付承認を行ったノキアのアルカテル・ルーセント株式買収案件でも、知的財産権上の救済措置が関連した。
- ④ 本件において、商務部の審査では、ノキアが掌握している標準必須特許により市場競争を排除、制限する可能性があると認められた。結合後、ノキアが2G、3G通信標準必須特許ライセンス市場でのシェアは第一位となる。この集中は中国のモバイル端末製造市場と無線通信ネットワークデバイス市場における競争構造に変化をもたらす可能性があり、最終的に消費者の利益を損なう可能性がある。M&A双方が提出した買収案に基づき、商務部は本件を条件付きで承認し、ノキアに対して標準必須特許ライセンスにおいて引き続きFRAND原則を遵守すること、さらにSEPsに基づく差止命令の執行やSEPs譲渡等の問題について確約を求めた。商務部は当該承認について引き続き監督を行っている。



- ④ 商务部附加与知识产权相关的**限制性条件**主要包括：
- ④ **一是坚持FRAND原则**。要求专利许可人遵守其在标准组织做出的公平、合理、非歧视的许可承诺。
- ④ **二是对禁令使用限制**。要求专利许可人在标准必要专利的许可中对善意的潜在被许可人不寻求禁令救济。
- ④ **三是禁止搭售行为**。要求标准必要专利许可人在许可专利时不以被许可人是否接受其非标准必要专利为前提。
- ④ **四是对第三方受让人的约束**。标准必要专利持有人在转让标准必要专利时，应当要求第三方受让人继续履行其向标准制定组织和向商务部做出的承诺，否则，不得继续进行转让。



- ④ 商務部が付加した知的財産権関連の**制限的条件**には主に以下が含まれる。
- ④ **第一に、FRAND原則の堅持**。標準化団体に対して行った、公正、妥当かつ無差別な条件でライセンスをするという意思表示を履行するよう要求するもの。
- ④ **第二に、差止命令の使用制限**。標準必須特許の許諾において、善意の潜在的ライセンシーに対して差止命令による救済措置を求めないよう要求するもの。
- ④ **第三に、抱き合わせ販売の禁止**。標準必須特許のライセンスを行う際に、ライセンシーが非標準必須特許を受け入れるかどうかを前提としないことを要求するもの。
- ④ **第四に、第三者である譲受人に対する制約**。標準必須特許を譲渡する場合、第三者譲受人に対して標準化団体と商務部に対して行った確約事項を引き続き履行するよう要求しなければならず、そうでなければ譲渡を行ってはならないとするもの。



三、中国滥用知识产权反垄断规章的主要内容

- ④ 早在2009年3月，国家工商总局就开始研究起草《关于知识产权领域反垄断执法的指南》（以下简称《指南》）。
- ④ 在广泛征求各方面意见的基础上，课题组在2009年9月完成了指南的草案（修订第四稿）。
- ④ 经进一步修改，2012年8月完成了指南的草案（修订第五稿）。



三、中国独占禁止法による知的財産権濫用規制の 主要内容

- ④ 早くも2009年3月、国家工商行政管理総局は、『知的財産権領域における独占禁止法執行に関するガイドライン』（以下、省略して「ガイドライン」という。）の研究・起草活動を開始した。
- ④ 各方面から幅広く意見を求めた後、プロジェクトチームは2009年9月にガイドラインの草案を完成させた（修正第4稿）。
- ④ さらなる修正を経て、2012年8月にガイドラインの草案が完成した（修正第5稿）。



关于知识产权领域反垄断执法的指南

(国家工商总局课题组 起草修订 **第四稿**)

- ① 第一章 总则
- ② 第二章 执法原则和分析框架
- ③ 第三章 行使知识产权与垄断协议
- ④ 第四章 行使知识产权与滥用市场支配地位
- ⑤ 第五章 行使知识产权与经营者集中
- ⑥ 第六章 若干特定类型的行使知识产权行为
- ⑦ 第七章 附则



知的財産権領域における 独占禁止法の執行に関するガイドライン

(国家工商行政管理総局プロジェクトチーム 起草修正第4稿)

- ① 第一章 総則
- ② 第二章 法執行上の原則と分析枠組
- ③ 第三章 知的財産権の行使と独占協定
- ④ 第四章 知的財産権の行使と市場支配的地位の濫用
- ⑤ 第五章 知的財産権の行使と企業結合
- ⑥ 第六章 特定の類型の知的財産権行使行為
- ⑦ 第七章 附則



关于知识产权领域反垄断执法的指南

(国家工商总局课题组 起草修订**第五稿**)

- ① 第一章 总则
- ② 第二章 知识产权领域执法的基本分析框架
- ③ 第三章 一般类型的知识产权行使行为的反垄断分析
- ④ 第四章 若干特定类型的知识产权行使行为的反垄断分析
- ⑤ 第五章 附则



知的財産権領域における 独占禁止法の執行に関するガイドライン

(国家工商行政管理総局プロジェクトチーム 起草修正第5稿)

- ④ 第一章 総則
- ④ 第二章 知的財産権領域における法執行の基本分析の枠組み
- ④ 第三章 一般的な類型の知的財産権行使行為の独占禁止分析
- ④ 第四章 特定の類型の知的財産権行使行為の独占禁止分析
- ④ 第五章 附則



- ④ 鉴于在中国知识产权领域实施反垄断法的实践经验非常有限，推动一部符合我国实际、内容全面、体系完备的知识产权领域反垄断执法指南的出台，还需要一个较长过程，特别需要实践的积累，因此国家工商总局拟根据其反垄断职责，对一些滥用知识产权排除、限制竞争的典型和突出问题先制定**部门规章**，在实践中总结积累经验，使**指南**制定工作不断推进。
- ④ 从2012年下半年起开始起草《**工商行政管理机关禁止滥用知识产权排除、限制竞争行为的规定**》，此后形成了多次的起草文本。



- ④ 中国では、知的財産権領域における独占禁止法の実施経験が非常に限られていることから、わが国の実情に即し、内容も全体を網羅し、体系的にも完備された知的財産権領域における独占禁止法執行に関するガイドラインの策定が推し進められた。比較的長い過程と、特に実践における経験の蓄積が必要であるため、国家工商行政管理総局はその独占禁止分野における職責に基づき、知的財産権濫用による競争の排除・制限行為の代表的で明らかな問題についてまず**部門規章**を制定し、実践過程での経験の蓄積を総括して、**ガイドライン**の策定作業を絶えず前進させることにした。
- ④ 2012年下半期から『**工商行政管理機関の知的財産権濫用による競争の排除又は制限行為の禁止に関する規定**』の起草を開始し、この後にいくつもの起草本文が作成された。



- ④ 2014年6月11日 国家工商总局和国务院法制办网站上同时公布了该规定的征求意见稿和起草说明。
- ④ 公开征求意见已于2014年7月10日结束。此后，对各方面的意见和建议进行了梳理和分析，很多意见被吸收采纳。
- ④ 2015年4月7日 国家工商总局公布了《关于禁止滥用知识产权排除、限制竞争的规定》（简称“《规定》”），自2015年8月1日起施行。



- ④ 2014年6月11日に**国家工商行政管理総局**と**国務院法制弁公室**はウェブサイト上で同時に当該規定の**公開草案**と**起草説明**を公開した。
- ④ 公開による意見の聴取はすでに2014年7月10日に終了した。この後、各方面からの意見と提言を整理、分析し、多くの意見が取り入れられた。
- ④ 2015年4月7日に**国家工商行政管理総局**は『**知的財産権の濫用による競争排除又は制限行為の禁止に関する規定**』（略称は『**規定**』）を公布し、2015年8月1日に施行された。



《规定》澄清的若干基本认识

1. 关于反垄断与保护知识产权的关系

④ 《规定》第2条第1款：“**反垄断与保护知识产权具有共同的目标**，即促进竞争和创新，提高经济运行效率，维护消费者利益和社会公共利益。”

④ 这表明，反垄断（对滥用知识产权排除、限制竞争进行规制）与保护知识产权在本质上是一致的，两者是相辅相成，实现共同的目的。



『規定』により明確化されたいくつかの基本認識

1. 独占禁止と知的財産権保護との関係

- ④『規定』第2条第1項:「独占禁止法と知的財産権保護は、イノベーションと競争の促進、経済効率の向上、消費者利益および社会公共利益の擁護という共通の目標を有する」
- ④これは、独占禁止(知的財産権を濫用し競争を排除又は制限する行為への規制)と知的財産権の保護は本質的に一致しており、両者は相互に補完し合い共通の目的を実現する関係にあることを示している。



2. 关于滥用知识产权排除、限制竞争行为的性质

- ④ 《规定》第3条第1款规定：“本规定所称滥用知识产权排除、限制竞争行为，是指经营者违反《反垄断法》的规定行使知识产权，实施垄断协议、滥用市场支配地位等垄断行为（价格垄断行为除外）。”
- ④ 因此，滥用知识产权不等于垄断，更不等于滥用市场支配地位。



2. 知的財産権濫用による競争の排除・制限行為の 性質について

- ④ 『規定』第3条第1項は、「本規定における知的財産権の濫用による競争の排除、制限行為とは、事業者が『独占禁止法』の規定に違反して知的財産権を行使し、独占協定を実施し、市場支配的地位を濫用する等の独占行為（価格独占行為は除く）を指す」と規定している。
- ④ したがって、知的財産権の濫用と独占は同じものではなく、ましてや市場支配的地位の濫用とは異なる。



3. 关于知识产权与市场支配地位

- ④ 《规定》第6条第2款：“市场支配地位根据《反垄断法》第十八条和第十九条的规定进行认定和推定。经营者拥有知识产权可以构成认定其市场支配地位的因素之一，但不能仅根据经营者拥有知识产权推定其在相关市场上具有市场支配地位。”
- ④ 这意味着，在将反垄断法适用于知识产权领域时，仍然是将相关行为纳入反垄断法通常的框架下进行分析的。



3. 知的財産権と市場支配的地位について

- ④ 『規定』第6条第2項:「市場支配的地位は、『独占禁止法』第18条と第19条の規定により認定と推定が行われる。事業者が知的財産権を保有していることは、その市場支配的地位を認定する要素の一つを構成するが、事業者が知的財産権を有していることのみを根拠に、関連市場において市場支配的地位を有するとは推定されない」
- ④ これは、独占禁止法が知的財産領域に適用される場合に、関連する行為に対し独占禁止法の通常の様式のもとで分析を行う、ということの意味している。



4. 关于涉及知识产权的相关市场

- ④ 《规定》第3条第2款：“本规定所称相关市场，包括相关商品市场和地域市场，依据《反垄断法》和《国务院反垄断委员会关于相关市场界定的指南》进行界定，并考虑**知识产权、创新等因素**的影响。在涉及知识产权许可等反垄断执法工作中，**相关商品市场**可以是**技术市场**，也可以是**含有特定知识产权的产品市场**。**相关技术市场**是指由行使知识产权所涉及的技术和可以相互替代的同类技术之间相互竞争所构成的市场。”
- ④ 这就明确了在涉及知识产权时应如何界定相关市场的基本原则和方法。



4. 知的財産権に関する関連市場について

- 『規定』第3条第2項:「本規定における関連市場とは、関連の商品市場と関連の地域市場を含むものであり、『独占禁止法』と『国務院独占禁止委員会の関連市場の定義に関するガイドライン』により定義され、かつ**知的財産権やイノベーション等の要素**の影響を考慮されたものである。知的財産権許諾等にかかわる独占禁止法の執行業務において、**関連商品市場**は**技術市場**であっても、**特定の知的財産権の行使にかかわる製品市場**であってもよい。**関連技術市場**とは、知的財産権の行使にかかわる技術と、相互に代替可能な既存類似技術との競争によって構成される市場を指す」
- これは知的財産権がかかわる場合に、どのように関連市場を定義するかについての基本原則と方法を明確にしたものである。



《规定》确立的若干重要制度

- ④ 在具体制度方面，《规定》对涉及非价格的滥用知识产权排除、限制竞争行为的反垄断规制作出了相应的规定，既涉及禁止垄断协议方面的规则，也涉及禁止滥用市场支配地位方面的规则，有不少亮点和突破。
- ④ 以下四项制度具有重要的意义。



『規定』が確立したいくつかの重要な制度

- ④ 具体的な制度においては、『規定』は**価格以外の**知的財産権を濫用し、競争を排除又は制限する行為の独占禁止規制に関して対応する規定を定めており、**独占協定の禁止にかかわる規則**だけでなく、**市場支配的地位の濫用禁止規則**にも関連しており、多くの注目すべき点がある。
- ④ 以下の四つの制度には、重要な意義がある。



1. 关于安全港规则

- ④ 《规定》第五条建立了针对那些具有明显限制竞争行为以外的垄断协议（兜底条款）的安全港制度。
- ④ 经营者行使知识产权的行为有下列情形之一的，可以不被认定为《反垄断法》第十三条第一款第（六）项和《反垄断法》第十四条第（三）项所禁止的垄断协议，但是有相反的证据证明该协议具有排除、限制竞争效果的除外：
 - ④ （一）具有竞争关系的经营者在受其行为影响的相关市场上的市场份额合计不超过百分之二十，或者在相关市场上存在至少四个可以以合理成本得到的其他独立控制的替代性技术；
 - ④ （二）经营者与交易相对人在相关市场上的市场份额均不超过百分之三十，或者在相关市场上存在至少两个可以以合理成本得到的其他独立控制的替代性技术。



1. セーフ・ハーバー・ルールについて

- ① 『規定』第5条では、明らかに競争を制限する行為以外の独占協定(一般規定)に対応したセーフ・ハーバー・ルールを定めている。
- ② 知的財産権行使行為が次に掲げる状況のいずれかに該当するときは、『独占禁止法』第13条第1項第(6)号および『独占禁止法』第14条第(3)号の禁止する独占行為としては認定されない。ただし、当該協定に競争排除又は制限の効果があることを証明する反証があるときは、この限りでない。
- ③ (一) その行為の影響を受ける関連市場における競合関係にある事業者の市場シェアが合計で20%以下であること、または関連市場において適正なコストで取得できる他の代替技術が四つ以上あること。
- ④ (二) 事業者と取り引き相手方の関連市場における市場シェアが30%以下であること、または関連市場において適正なコストで取得できる他の代替技術が二つ以上あること。



2. 关于拒绝许可规则

- ④ 《规定》第七条是关于**拒绝许可**的规定。
- ④ 具有市场支配地位的经营者没有正当理由，不得在其知识产权构成生产经营活动**必需设施**的情况下，拒绝许可其他经营者以合理条件使用该知识产权，排除、限制竞争。
- ④ **认定前款行为需要同时考虑下列因素**：（一）该项知识产权在相关市场上不能被合理替代，为其他经营者参与相关市场的竞争所必需；（二）拒绝许可该知识产权将导致相关市场上的竞争或者创新受到不利影响，损害消费者利益或者公共利益；（三）许可该知识产权对该经营者不会造成不合理的损害。



2. ライセンス拒絶に関する規則

- ④ 『規定』第7条は、**ライセンス拒絶**に関する規定である。
- ④ 市場支配的地位を有する事業者は正当な理由がないのに、その知的財産権が生産事業活動の不可欠な施設となっている状況において、合理的な条件により当該知的財産権を使用しようとするその他の事業者への許諾を拒絶することにより、競争の排除又は制限を行ってはならない。
- ④ **前項の行為を認定するに当たり、同時に以下の要素を考慮しなければならない。**（一）関連市場には当該知的財産権の合理的な代替品がなく、関連市場での競争に参入しようとする他の事業者にとって不可欠であること。（二）当該知的財産権の許諾を拒絶すると、関連市場における競争またはイノベーションに不利な影響をもたらし、消費者の利益または公共の利益を害すること。（三）当該知的財産権の許可が当該事業者に対して不合理な損害をもたらさないこと。



3. 关于专利联营规则

- ④ 《规定》第十二条是关于**专利联营**的规定。
- ④ 经营者不得在行使知识产权的过程中，利用专利联营从事排除、限制竞争的行为。
- ④ 专利联营的成员不得利用专利联营交换产量、市场划分等有关竞争的敏感信息，达成《反垄断法》第十三条、第十四条所禁止的**垄断协议**。但是，经营者能够证明所达成的协议符合《反垄断法》第十五条规定的除外。
- ④ 具有市场支配地位的专利联营管理组织没有正当理由，不得利用专利联营实施下列**滥用市场支配地位的行为**，排除、限制竞争：（一）限制联营成员在联营之外作为独立许可人许可专利；（二）限制联营成员或者被许可人独立或者与第三方联合研发与联营专利相竞争的技术；（三）强迫被许可人将其改进或者研发的技术独占性地回授给专利联营管理组织或者联营成员；（四）禁止被许可人质疑联营专利的有效性；（五）对条件相同的联营成员或者同一相关市场的被许可人在交易条件上实行差别待遇；（六）国家工商行政管理总局认定的其他滥用市场支配地位行为。
- ④ 本《规定》所称**专利联营**，是指两个或者两个以上的专利权人通过某种形式将各自拥有的专利共同许可给第三方的协议安排。其形式可以是为此目的成立的专门合资公司，也可以是委托某一联营成员或者某独立的第三方进行管理。



3. パテントプールに関する規則

- ④ 『規定』第12条は、**パテントプール**に関する規定である。
- ④ 事業者は知的財産権を行使する過程において、パテントプールを利用して競争を排除又は制限する行為を行ってはならない。
- ④ パテントプールの参加者は、パテントプールを利用して生産量や市場分割等競争に関する重大な情報を交換し、『独占禁止法』第13条、第14条に禁止される**独占協定**を成立させてはならない。ただし、成立した協定が『独占禁止法』第十五条の規定に該当することを事業者が証明できる場合は、この限りでない。
- ④ 市場支配的地位を有するパテントプールの管理組織は正当な理由がないのに、パテントプールを利用して次に掲げる**市場支配的地位を濫用する行為**をし、競争を排除又は制限してはならない。(一)プールの参加者が、独立したライセンサーとしてプール外の者に特許許諾することを制限すること、(二)プールの参加者またはライセンサーが、独自に、または第三者と提携してプールの特許と競合する技術の研究開発することを制限すること、(三)ライセンサーに、その改善または開発した技術をパテントプールの管理組織またはプールのメンバーに独占的に Grantバックするよう強要すること、(四)ライセンサーがパテントプールにある特許の有効性について疑義を質すことを禁止すること、(五)同じ条件のパテントプール参加者または同じ関連市場のライセンサーに対して、差別的な取引条件を設定すること、(六)その他国家工商行政管理総局が認定する、市場支配的地位を濫用する行為。
- ④ 本規定における**パテントプール**とは、2または2以上の特許権者が各自に所有している特許について、ある種の形式を通して共同で他の第三者に対してライセンスを行う協定上の措置を指す。その形式としては、それを目的に設立される専門の合資会社であっても、プールのある参加者またはある独立した第三者に管理を委託してもよい。



4. 关于涉及专利的标准制定和实施规则

- ④ 《规定》第十三条是关于**涉及专利的标准制定和实施的规则**。
- ④ 经营者不得在行使知识产权的过程中，利用标准（含国家技术规范的强制性要求，下同）的制定和实施从事排除、限制竞争的行为。
- ④ 具有市场支配地位的经营者没有正当理由，不得在标准的制定和实施过程中实施下列排除、限制竞争行为：
（一）**在参与标准制定的过程中**，故意不向标准制定组织披露其权利信息，或者明确放弃其权利，但是在某项标准涉及该专利后却对该标准的实施者主张其专利权；
（二）**在其专利成为标准必要专利后**，违背**公平、合理和无歧视原则**，实施拒绝许可、搭售商品或者在交易时附加其他的不合理交易条件等排除、限制竞争的行为。
- ④ 本《规定》所称**标准必要专利**，是指实施该项标准所必不可少的专利。



4. 特許の標準制定と実施に関連する規則について

- ④ 『規定』第13条は、**特許の標準制定と実施に関連した規則**である。
- ④ 事業者は、知的財産権行使の過程において、標準（国家技術規範の強制的要求を含む。以下同じ。）の制定と実施を利用して、競争を排除、制限する行為をしてはならない。
- ④ 市場支配的地位を有する事業者は正当な理由なくして、標準の制定と実施の過程において、以下の競争を排除又は制限する行為を行ってはならない。（一）**標準策定に参画する過程において**、意図的に標準化団体にその権利情報を開示しない、またはその権利を放棄すると明確にしたにもかかわらず、ある標準が当該特許権にかかわる場合、当該標準の実施者にその特許権を主張すること。（二）**その特許が標準必須特許になった後、公正、妥当かつ無差別な条件の原則**に反してライセンス拒絶を行い、商品の抱き合わせ販売または取引時にその他の不合理な取引条件を付加する等の行為により競争を排除又は制限すること。
- ④ 本規定における**標準必須特許**とは、当該標準を実施する上で必要不可欠な特許のことを指す。



四、中国滥用知识产权反垄断规制指南的制定情况

- ④ 《规定》不能取代我国滥用知识产权的反垄断指南。
- ④ 一方面，该规定只是作为我国三家反垄断执法机构之一的国家工商总局出台的部门规章，其效力有限，适用范围也仅限于工商行政管理机关的反垄断执法活动，而不包括国家发改委及其授权机构的反价格垄断执法活动和商务部的经营者集中反垄断审查活动。
- ④ 另一方面，囿于部门规章的立法权限和体例，该规定涉及的内容还比较有限，而且很多问题也未能充分展开分析，对执法机构和经营者的指引仍然有限。



四、中国における知的財産権濫用に関する 独占禁止ガイドラインの策定状況

- ① 『規定』は、わが国の知的財産権濫用による独占禁止ガイドラインに取って代わるものではない。
- ② 当該規定は我が国の三つの独占禁止法執行機関の一つである国家工商行政管理総局から出された部門規則に過ぎず、効力には限界があり、適用範囲も工商行政管理機関の独占禁止法執行活動に限定され、国家発展改革委員会とその授権機構が行う価格独占行為に対する法執行、商務部の企業結合独占禁止審査活動は範囲に含まれない。
- ③ 他方、部門規章という限られた立法権限とその形式のため、当該規定に関連する内容には限界があり、かつ十分に分析が展開されていない問題が数多く存在し、法執行機関と事業者を指導する上でも、なお限界がある。



- ④ 中国目前制定知识产权滥用的反垄断指南不仅具有**必要性**，而且也具有**可行性**。
- ④ 首先，一些较早制定和实施反垄断法国家和地区有比较成熟的经验可资中国借鉴。
- ④ 其次，中国相关的反垄断执法和司法实践为制定滥用知识产权反垄断指南提供了本国的实践经验。
- ④ 再次，中国相关滥用知识产权反垄断规章的出台为制定滥用知识产权反垄断指南提供了重要的立法经验。



- ④ 中国は現在、知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインを制定する必要性があるだけでなく、制定を実現できる状況にもある。
- ④ まず、比較的早くに独占禁止法を制定・実施した国と地域は比較的成熟した経験を有しており、中国はこれらの経験を参考にできる。
- ④ 次に、中国の関連する独占禁止法執行およびその司法的実践により、知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインの策定において、中国本国における実践上の経験も提供された。
- ④ さらに、中国の知的財産権濫用に関する独占禁止規定の登場は、知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインを策定する上で重要な立法経験を与えるものとなった。



- ④ 中国滥用知识产权反垄断指南制定的**主体**：国务院反垄断委员会。
- ④ 中国滥用知识产权反垄断指南制定的**体例**：相对柔性的、灵活性比较大的行文方式。
- ④ 中国滥用知识产权反垄断指南制定的**结构**：从反垄断法规制的不同类型的垄断行为的角度进行分析，进而形成与《反垄断法》规定的三种垄断行为相对应的指南结构。



- ④ 中国における知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインの策定の**主体**: 国務院独占禁止委員会
- ④ 中国における知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインを策定する際の**形式**: 比較的柔軟で、より融通のきく文章形式
- ④ 中国における知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインを制定する際の**構成**: 独占禁止法の規制するいくつかの種類の独占行為の角度から分析を行い、次いで『独占禁止法』の規定する3種類の独占行為に対応するガイドラインの構造を形成させる。



- ④ 2015年国务院反垄断委员会启动了关于滥用知识产权反垄断指南的起草工作，并且确定先由**三家反垄断执法机构**根据各自的职责，分别起草文本，然后由该委员会进行整合、修改并发布。
- ④ 目前，三家反垄断执法机构（**国家发改委、商务部和国家工商总局**）已经起草了各自的版本，并通过不同方式征求各方面的意见。
- ④ 此外，**国家知识产权局**《知识产权领域反垄断执法指南》（内部讨论稿）也在2015年12月开始征求意见。



- ④ 2015年、国務院独占禁止委員会は知的財産権濫用に関する独占禁止ガイドラインの起草作業を開始し、まず**三つの独占禁止法執行機関**がそれぞれの職責に基づき、個別に本文を起草を行い、その後当該委員会が調整と修正作業をし、発布を行うことに決定した。
- ④ 現在、三つの独占禁止法執行機関(**国家發展改革委員会、商務部と国家工商行政管理総局**)はすでにそれぞれ版を起草し、各々の方法で各方面からの意見を求めている。
- ④ この他に、**国家知識産権局**の『知的財産権領域における独占禁止法執行に関するガイドライン』(内部討論原稿)も2015年12月に意見募集を開始した。



- ④ 根据国务院反垄断委员会的安排，2016年1月底，以上4个机构分别提交各自的指南草案。
- ④ 此后，该委员会将邀请专家进行整合和修改，争取在2016年6月发布。
- ④ 可以预计，经过多年的期盼和准备，中国规制知识产权滥用的反垄断指南在不久的将来即可问世。



- ④ 国務院独占禁止委員会の取り決めに基づき、**2016年1月末**に、以上**4つの機関**が個別にそれぞれのガイドライン草案を提出。
- ④ この後、当該委員会は**2016年6月**発布を目指し、専門家を招いて調整作業と修正を行う。
- ④ 多年にわたる期待と準備を経て、中国における知的財産権濫用を規制する独占禁止ガイドラインが、近い将来世に問われることとなろう。



谢谢!

中国竞争法律与政策网 <http://cclp.sjtu.edu.cn>





ありがとうございました！

中国競争法と政策ウェブサイト

<http://cclp.sjtu.edu.cn>

